平成２２年（フ）第２５２９号
大阪市港区市岡１丁目24番10号
債務者　小笠原正剛
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５３号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番37号　今井コーポ301号
債務者　川尻　剛史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３８号
大阪市都島区都島南通２丁目１番３―115号
債務者　森井　修子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５８号
大阪市都島区中野町１丁目４番18―405号
債務者　吉川　知子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７６号
大阪市西成区花園北１丁目４番８号　花園マンション1006号
債務者　増原　達夫
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９５号
大阪府八尾市西山本町４丁目11番19号
債務者　松本　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６０号
大阪府枚方市宮之阪２丁目５番60―513号
債務者　佐々木昱子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６１号
大阪市北区西天満３丁目３番10号　88ウィング堂島501号室
債務者　南園　るみ
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６８号
大阪府枚方市須山町24番43号
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７９号
大阪府守口市南寺方東通２丁目11番９―301号、旧住所大阪府守口市東郷通３丁目11番25―415号
債務者　大友ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８６号
大阪市城東区中央２丁目６番13号　メゾンドセントラル402
債務者　塩野　直美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４号
福岡県大川市大字向島2392番地
債務者　徳永　初夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅800棟23号
債務者　佐々木保子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３６号
福岡県大牟田市八尻町３丁目62番地２
債務者　内野　久生
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３９号
福岡県大牟田市浜田町24番地７
債務者　古賀加奈子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４０号
福岡県大牟田市大字三池444番地５　銀水寮、住民票上の住所福岡県久留米市城島町下田188番地１
債務者　古賀　竜次
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県豊前市大字小石原233番地１
債務者　有吉奈保美（旧姓横手）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係